

【緊急対談】技能実習&特定技能制度 改正案の概要と今後の海外人材採用について



### 株式会社キャムテック

本 社 東京都港区浜松町2-4-1 世界貿易センタービルディング

設立/資本 平成17年8月 50百万円

代表 者 代表取締役 宮林 利彦

社 員 数 2,035名 (グループ連結・2020年12月時点 派遣委託等を除く)

事業内容 ■システム開発

・WEB勤怠管理システム・派遣管理システム

■採用戦略マネジメント

- ・外国人採用コンサルティング ・外国人ライフサポート
- ・新卒採用コンサルティング・応募受付代行
- ・アウトプレースメントコンサルティング
- ■各種研修・トレーニングプログラム事業
- ■ペイロールアウトソーシング事業
- ■法務・労務・行政コンサルティング
- ■請負・委託構築コンサルティング
- ■大学等教育機関へのキャリア形成講座・セミナー事業

有料職業紹介事業許可:13-ユ-304211



『人・組織・経営』に関わる課題を解決する総合人事サービスを提供します

# **EXAMPLE CHEMS**





### ■キャムテック運営サイトのご紹介



海外人材マネジメントサービス 【CAMTEC GMS】



技能実習生送り出し機関紹介サイト 【センディングナビ】



留学生コミュニティサイト 【KAJI】



特定技能マッチングサイト 【Intertour】



技能実習生研修施設紹介サイト 【トレナビ】



海外情報発信メディア 【海外人材TIMES】

海外人材を活用される皆様や、日本で活躍される海外人材の方に 価値ある情報を提供してまいります。

## 外国人採用関連制度改定(案)

### 技能実習

技能実習制度を発展的に解消、人材確保と人材育成を目的とする新たな制度の創設を検討

### 特定技能

特定技能2号の対象分野の追加 現在2業種→介護を除く11業種

## 技能実習制度改定案(中間報告たたき台)

### 中間報告書たたき台(概要)

(技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議事務局作成)

資料2-2

#### 検討の大きな方向性

技能実習制度を廃止し、人材確保と人材育成を目的とする新たな制度の創設を検討すべきである。

#### 検討の基本的な考え方

論点

制度目的と実態を踏まえた制度の在り方(技能実習)

外国人が成長しつつ、中長期に活躍 できる制度(キャリアパス)の構築

受入れ見込数の設定等の在り方

転籍の在り方(技能実習)

管理監督や支援体制の在り方

外国人の日本語能力向上 に向けた取組 現 状

人材育成を通じた国際貢献

職種が特定技能の分野と不一致

受入れ見込数の設定のプロセス が不透明

原則不可

- ●監理団体、登録支援機関、技 能実習機構の指導監督や支援の 体制面で不十分な面がある
- ●悪質な送出機関が存在

本人の能力や教育水準の定めなし

新たな制度

人材育成機能は維持するが、人材確保も制度目的に加え、実態に即 した制度とする

- ●職種は特定技能の分野にそろえる(主たる技能の育成・評価を行う。技能評価の在り方は引き続き議論)
- ●外国人がキャリアアップしつつ我が国で修得した技能等を更にいかすことできる制度とする

人手不足状況の確認や受入れ見込数等の設定は、様々な関係者の意見やエビデンスを踏まえつつ判断がされる仕組みとするなどの措置 を講ずることでプロセスの透明化を図る

人材育成に由来する転籍制限は、限定的に残しつつも、制度目的に 人材確保を位置づけることから、制度趣旨と外国人の保護の観点か ら、従来より緩和する(転籍制限の在り方は引き続き議論)

- ●監理団体や登録支援機関は存続した上で要件を厳格化するなどして監理・支援能力の向上を図る(機能や要件は引き続き議論)
- ●外国人技能実習機構は存続した上で体制を整備して管理・支援能力の向上を図る
- ●悪質な送出機関の排除等に向けた実効的な二国間取決めなどの取組を強化する

一定水準の日本語能力を確保できるよう就労開始前の日本語能力の 担保方策及び来日後において日本語能力が段階的に向上する仕組み を設ける

## 技能実習制度改定案(骨太の方針)

検討の基本的な考え方

論

点

新たな制度

制度目的と実態を踏まえた制度の在り方(技能実習)



現行の技能実習制度を実態に即して発展的に解消して人材確保と人材育成を目的として新たな制度を創設する

外国人が成長しつつ、中長期的に活躍 できる制度(キャリアパス)の構築



新たな制度から特定技能制度への移行がお円滑なものになるよう、対象職種や分野を一致させるようにする

受入れ見込み数の設定等の在り方



生産性向上や国内人材確保のための取組状況の確認、受入れ 見込み数の設定、対象分野の設定等については透明性や予見 可能性を高める

転職の在り方(技能実習)



転籍制限を緩和する。受入れ企業等における人材育成に要する 期間、来日時のコストや人材育成に掛かるコスト等の様々な観 点に留意する。

管理監督や支援体制の在り方



要件の厳格化などにより適正化を図る。そうした要件は新規の団体などの審査にも適用する。

外国人の日本語能力向上 に向けた取組



就労開始前に日本語能力の担保方策及び来日後に日本語能力が段階的に上がる仕組みを設ける。

## 今後のスケジュール見込み

- · 2023年3月24日 中間報告
- 2023年秋 最終報告
- ・2024年春 通常国会

(ただし、税法改正があるため秋の臨時国会に回される可能性もあり)

パブリックコメントを経て、早くて2024年秋ごろ施行?

## 特定技能概要

特定技能制度は、国内人材を確保することが困難な状況にある産業分野において、一定の専門性・技能を有する外国人を受け入れることを目的とする制度です。2018年に可決・成立した改正出入国管理法により在留資格「特定技能」が創設され、2019年4月から受入れが可能となりました。

### 特定産業分野(12分野)

- ①介護 ②ビルクリーニング
- ③素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業
- ④建設 ⑤造船・舶用工業
- 6自動車整備 7航空 8宿泊
- ⑨農業 ⑩漁業 ⑪飲食料品製造業 ⑫外食業
- •※特定技能1号は12分野で受入れ可。
- ・下線の2分野(建設、造船・舶用工業)のみ特定技能2号の受入れ可
- ・※2022年4月の閣議決定及び同年5月の関係省令施行により、「素形材産業」、「産業機械製造業」及び「電気・電子情報関連産業」の3分野が統合され、「素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業」に一本化されました。

## 特定技能2号追加について

### 閣議決定の概要

- 特定技能1号での経験を経て熟練した技能を身につけた外国人材が、引き続き熟練工やマネジメント層として 製造業の現場で活躍できるよう、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野を含む全11分野を、 特定技能2号の対象にする閣議決定を行いました。
  - ※ 特定技能2号としての受入れ開始時期については、今後規定類を調整の上、決まり次第HPにてお知らせします。
- 2号人材を受け入れられる事業所の要件は、1号と同様です。(要件に変更はありません)

	特定技能1号 相当程度の知識又は経験を必要とする技能(※1) を要する業務に従事する外国人向けの在留資格	特定技能2号 熟練した技能(※2) を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留資格	1年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人に ついて指定する期間ごとの更新、 <b>通算で上限5年ま</b> で	3年、1年又は6か月ごとの更新、 <b>上限無し</b>
技能水準	試験等で確認 (技能実習 2 号を良好に修了した外国 人は試験等免除)	試験等で確認
日本語 能力水準	生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認(技能実習2号を修了した外国人は試験免除)	試験等での確認は原則として不要
受入れ見込数 (上限)	あり	なし
家族の 帯同	基本的に認めない	要件を満たせば可能(配偶者、子)
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外
分野	介護、ビルクリーニング、 <mark>素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業</mark> 、建設業、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業(全12分野)	ビルクリーニング、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業、建設業、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業(全11分野)

<sup>(※1)</sup>相当期間の実務経験等を要する技能であって、特段の育成・訓練を受けることなく直ちに一定程度の業務を遂行できる水準のものをいう。

<sup>(※2)</sup>長年の実務経験等により身につけた熟達した技能をいい、現行の専門的・技術的分野の在留資格を有する外国人と同等又はそれ以上の高い専門性・技能を要する技能であって、例えば自らの判断により高度に専門的・技術的な業務を遂行できる、又は監督者として業務を統括しつつ、熟練した技能で業務を遂行できる水準のものをいう。

## 特定技能2号追加について

### 特定技能2号の対象分野追加について

資料1-1

#### 特定技能制度の概要

深刻化する人手不足への対応として、生産性の向上や国内人材の確保のための 取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、 一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、在留資格「特 定技能1号」及び「特定技能2号」を創設(平成31年4月から実施)

特定技能1号:特定産業分野(\*\*)に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

在留者数:154,864人(令和5年3月末現在、速報値)

在留期間:通算で上限5年まで家族帯同:基本的に認めない

特定技能2号:特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外 国人向けの在留資格

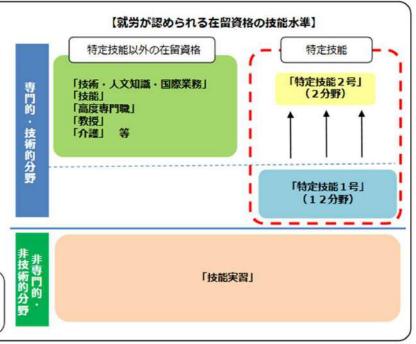
在留者数:11人(令和5年3月末現在、速報値)

• 在留期間:更新回数に制限なし

• 家族帯同 要件を満たせば可能(配偶者、子)

(※) 特定産業分野:介護、ビルクリーニング、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業

(特定技能2号は赤字の2分野のみ受入れ可)



#### 特定技能2号対象分野追加の方針(6月9日閣議決定)

現状 方針 9分野追加 介護分野 2分野 11分野 現行の専門的・技術的 建設分野 ※造船・舶用工業分野(5業務区分)も対象に追加 造船・舶用丁業分野(溶接区分のみ) 分野の在留資格「介護」 があることから、追加なし。 素形材·產業機械·電気電 ビルクリーニング分野 自動車整備分野 航空分野 宿泊分野 子情報関連製造業分野 造船·舶用工業分野 農業分野 漁業分野 飲食料品製造業分野 外食業分野 (5業務区分)

## 製造業特定技能2号 資格要件

### 製造業特定技能2号人材在留資格取得の要件

- 2号に求める人物像は、実務経験等による熟練した技能を持ち、現場の作業者を束ねて指導、 監督ができる人材です。
- 在留資格を取得するためには、2つのルートのうちいずれかの条件を満たす必要があります。どちらのルートでも、日本国内に拠点を持つ企業の製造業の現場における3年以上の実務経験が必要となります。

	1:特定技能2号評価試験ルート	2:技能検定ルート					
	以下3つ全てを満たす必要。	以下2つ全てを満たす必要。					
必要要件	①ビジネス・キャリア検定3級取得 (生産管理プランニング区分、生産管理オペレーション区分のいずれか) ②製造分野特定技能2号評価試験の合格 (機械金属加工区分、電気電子機器組立て	①技能検定1級取得 (鋳造、鍛造、ダイカスト、機械加工、金属プレス加工、鉄工、工場板金、めつき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、機械保全、電子機器組立て、プリント配線板製造、プラスチック成形、塗装、工業包装のいずれ					
	区分、金属表面処理区分のいずれか) ③日本国内に拠点を持つ企業の製造業の現場における3年以上の実務経験を有すること	か) ②日本国内に拠点を持つ企業の製造業の現場 における3年以上の実務経験を有すること					
	※2号評価試験の申込時に必要となります。	※出入国在留管理庁への届出の際に必要となります。					

### 数字で見る外国活用状況

【在留人数】(令和5年3月末)

特定技能 1号 在留人数 15万4864人

特定技能 2号 在留人数 11人

技能実習(1号2号3号)在留人数 32万4940人

監理団体(5月末時点) 3642社

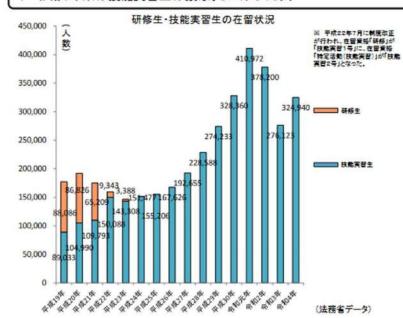
登録支援機関(5月末時点) 8311社

## 技能実習制度の現状

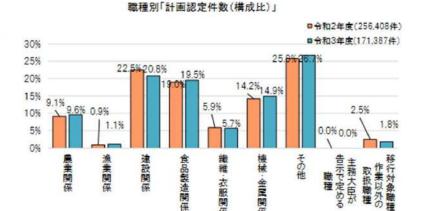
### 技能実習制度の現状



令和4年末の技能実習生の数は、324、940人



3 職種別では、①建設関係 ②食品製造関係 ③機械・金属関係 が多い。



※「その他」には、家具製作、印刷、製木、ブラステック成形、強化ブラステック成形、塗装、溶技、工業包装、被器・吸ボール・指製造、陶器器工 無限品表表、自動車監備、ビルクリーニング、介護、リネンサブライ、コンクリート製品表達、宿泊、RPF表達、鉄道施設保守監備、ゴム製品 表達の範囲が含まれる。

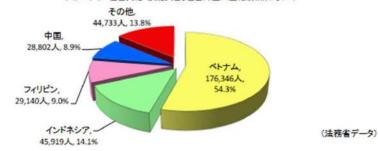
衣服関係

※本件数は当該年度に技能実習計画の認定を受けた件数であり、未入国の者等を含むため、在留着数とは一致しない。

(令和3年度「外国人技能実習機構統計」)

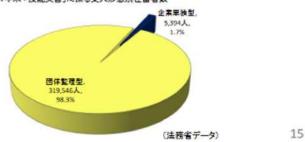
#### 2 受入人数の多い国は、①ベトナム ②インドネシア ③フィリピン

令和4年末 在留資格「技能実習」在留外国人国籍別構成比(%)



#### 4 団体監理型の受入れが98.3%

令和4年末「技能実習」に係る受入形態別在留者数



## 特定技能在留外国人数

### 特定技能在留外国人数





## 技能実習生に対する賃金

### 技能実習生に対する賃金の支払状況(令和3年度)



- 大部分の業種において技能実習の段階が上がるにつれて支給賃金は高くなっている。
- 技能実習の段階ごとにみると、最も高いものは第1号ではその他(19万945円)、第2号及び第3号ではいずれも建設業 (第2号:19万7,413円、第3号:24万201円)となっている。



## 特定技能外国人に対する賃金

### 特定技能外国人に対する賃金の支払状況





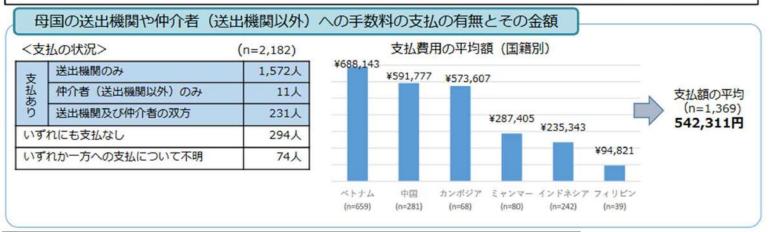
(※) 「素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業」の月平均支給額は、旧分野「素形材産業」、「産業機械製造業」及び「電気・電子情報関連産業」の3分野を一括して集計したもの。 (注) 令和3年を通じて在留した特定技能外国人に関する定期的な届出の内容に基づいて、1か月当たりの平均支給賃金額(総額)を算出したもの(11,331名分の届出内容から 算出)。なお、対象者数が10名以下の分野(航空分野)については集計対象外とした。

## 技能実習生の借金

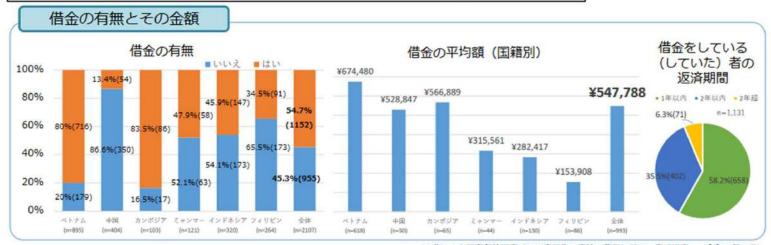
### 技能実習生の来日前の支払費用、借金の実態



技能実習生が来日前に母国の送出機関や仲介者(送出機関以外)に支払った費用の平均額は54万2,311円



来日前に借金をしている者は全体の約55%。借金の平均額は54万7,788円

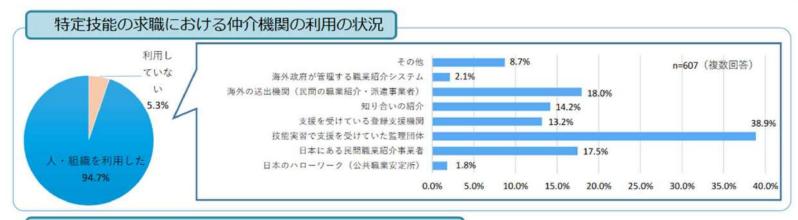


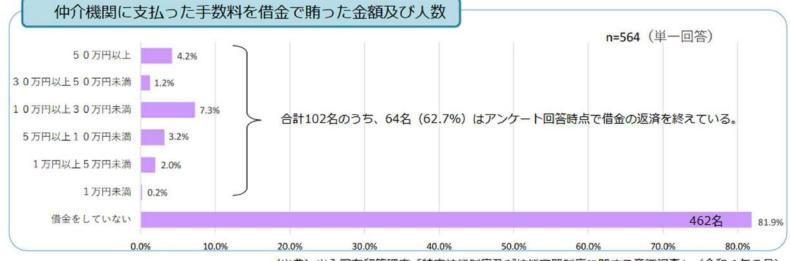
## 特定技能外国人の借金

### 特定技能外国人の求職における手数料支払のための借金の実態



- 特定技能の求職において仲介者(国内外問わない。)を利用していた外国人の割合は95%
- そのうち、当該仲介者へ支払う手数料を借金で賄っている者の割合は約18%





## 技能実習生の失踪状況

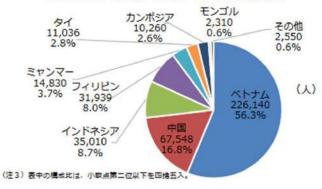
### 技能実習生の失踪状況



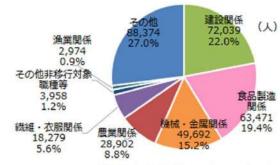
- 令和3年における技能実習生の失踪者数は7,167人であり、技能実習生数(注1)に占める割合は1.8%
- 国籍別では、技能実習生数と比較して「フィリピン」の失踪者全体に占める割合が低く、「カンボジア」の割合が高い傾向にある。
- 職種別では、在留技能実習生数(注 2 )と比較して「食品製造関係」の失踪者全体に占める割合が低く、「建設関係」の割合が高い傾向にある。



(注1) 在留技能実習生数(令和2年末)に在留資格「技能実習」の 新規上陸許可件数(令和3年)を加えたもの



(注2) 職種別の在留技能実習生数(令和4年6月末、速報値)



(出典) 出入国在留管理庁ホームページ

## 特定技能外国人の行方不明状況

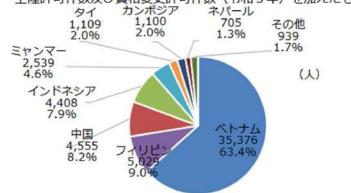
### 特定技能外国人の行方不明状況



- 令和3年における特定技能外国人の行方不明者数は76人であり、特定技能外国人数(注1)に占める割合は0.14%
- 国籍別では、特定技能外国人数が2番目に多い「フィリピン」の行方不明者は発生していない。
- 分野別では、特定技能在留外国人数(注2)と比較して「農業」や「建設」の行方不明者全体に占める割合が高い傾向にある。

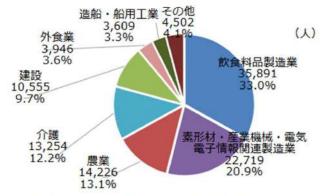


(注1) 特定技能在留外国人数(令和2年末)に在留資格「特定技能」の 上陸許可件数及び資格変更許可件数(令和3年)を加えたもの



(注3) 表中の構成比は、小数点第二位以下を四捨五入。

(注2) 分野別の特定技能在留外国人数(令和4年9月末、速報値)



(出典) 出入国在留管理庁において業務上集計したもの

30

## 特定技能外国人の離職状況

### 特定技能外国人の自己都合による離職状況(暫定値)



- 特定技能外国人の自己都合による離職者数(注1)は、1万9,899人(制度施行から令和4年11月まで)である。
- 特定技能在留外国人数(令和4年11月末時点)における割合は16.1%となっており、分野別では「宿泊」 (32.8%)、「農業」(20.1%)の順で高い。
- 自己都合による離職後の状況は、帰国(31.4%)が最も多く、次いで特定技能での転職(30.3%)となっている。

(注1) 外国人本人の都合により離職したとして届出があったものであり、行方不明等は含まない。

#### <表1>分野別の自己都合による離職者数(制度施行から令和4年11月までの延べ人数)

分野	介護	ビル クリーニング	素形材・産業機械・ 電気・電子情報関連 製造業	建設	造船· 舶用工業	自動車 整備	航空	宿泊	農業	漁業	飲食料品 製造業	外食業	全分野
①離職者数 (注2)	1,600	240	3,655	1,458	570	142	10	63	3,151	245	7,846	911	19,891 (注3)
構成比	8.0%	1.2%	18.4%	7.3%	2.9%	0.7%	0.1%	0.3%	15.8%	1.2%	39.4%	4.6%	100.0%
②在留者数(令和4年11月末)	15,092	1,692	26,183	12,010	4,337	1,594	125	192	15,675	1,565	40,578	4,644	123,687
割合 (①/②)	10.6%	14.2%	14.0%	12.1%	13.1%	8.9%	8.0%	32.8%	20.1%	15.7%	19.3%	19.6%	16.1%

- (注2) 特定技能所属機関からの地方入管に対する随時の届出の内容(外国人の自己都合を届出事由とするもの)を基に集計した延べ人数
- (注3) 集計の際に分野を特定できない者があるため、上枠の総数とは一致しない。
- (注4) 表中の構成比は小数点第二位以下を四捨五入

#### <表2>自己都合による退職後の状況(注5)

在留状況	人数	構成比	
① 帰国	6,061	31.4%	
② 特定技能での転職	5,852	30.3%	
③ 別の在留資格へ変更	2,915	15.1%	
④ 上記のいずれにも非該当(注6)	4,471	23.2%	
合計	19,299	100.0%	

- (注5) 自己都合による離職後の在留状況をフォローアップしたもの。届出後の対応により復職した者を除くなどしているため、表1の総数とは一致しない。
- (注6) 求職活動中、在留資格変更許可申請中などが含まれる。
- (注7) 表中の構成比は小数点第二位以下を四捨五入

## 特定技能外国人の離職状況

